

平成13年度事業報告

産業廃棄物の処理施設の整備に必要な資金の円滑化、その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等及び事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進するため、以下の事業を行った。

産業廃棄物特定施設整備法関連業務

1 債務保証事業

(1) 平成13年度においては、国の補正予算で12億円が債務保証基金に措置されたのを契機に、従来の特定債務保証基金の運用上の問題点への対応と新たな時代への要請に応えるべく、特定・一般債務保証基金の区別をはずし債務保証基金を一本化して運用することとした。

また、従来から取り組んできた債務保証制度及び手続の見直しと併せ、その審査体制についても外部専門家を活用した調査を加味する新体制に変更する等の強化策をとった。

こうした中で、平成13年度の債務保証実績は5件、保証実施額2,700百万円であるが、このうち新規保証先は1件(1社)・保証実施額で600百万円のみであり、残りの4件については地元有力業者に経営譲渡を図らせた案件をはじめとして、既保証先の経営体質の強化のための追加支援に係るものである。

また、今期は財団として2件目の代位弁済が1件発生した。

以上の結果、平成6年からの累計では債務保証先数25社、保証実施額累計23,609百万円(平成14年3月末保証残高14,489百万円、求償権1,908百万円)となった。

(2) 廃棄物処理センターの整備促進及び不法投棄原状回復事業に係る情報交換のための第8回全国都道府県等担当者会議を11月15,16日の両日、北九州市にて開催、140名が参加し、講演と意見交換が行われた。

2 振興事業

(1) PCB処理技術情報の提供

PCB処理に関する内外の情報を収集整理して、関係者に提供した。

(2) 受託調査等

ア PCB廃棄物関係調査(ア)~(エ)環境省、(オ)~(ク)環境事業団)

(ア) PCB廃棄物適正処理対策調査

「PCB処理技術調査検討委員会」を設置し、PCB新処理技術の基準化の検討、技術資料集の作成、分析方法の技術的検討等を行った。

(イ) PCB収集運搬技術の基準化の調査検討

「PCB収集運搬技術調査検討委員会」及び「同作業部会」を設置し、収集運搬技術の基準化のための調査検討を行った。

(ウ) PCB保管データベースの構築

PCB廃棄物保管事業者がその保管状況を都道府県知事に届け出るに当たって、これまでの文書による届出からフロッピーによる届出ができるよう、その入力支援ソフトを作成するとともに、その保管状況データをインターネットで公開するソフトを併せて作成した。

(エ) 北九州地区における広域廃棄物処理・リサイクル拠点整備計画の策定
国土交通省と環境省の平成13・14年度調整事業として、平成13年度は北九州地区におけるPCB廃棄物の収集運搬計画を策定した。

(オ) PCB廃棄物処理技術の調査業務
環境事業団のPCB処理事業検討委員会の支援業務を実施し、平成13年度は北九州PCB処理施設建設事業を対象とした。

(カ) PCB廃棄物等の調査業務
トランス・コンデンサ等処理対象PCB廃棄物の調査並びに北九州市分のPCB廃棄物の調査及びデータベースの作成を行った。

(キ) 北九州PCB廃棄物処理施設建設工事技術提案書の審査支援業務
北九州PCB処理施設の発注に関する応募企業の技術提案書の審査支援業務を実施した。

(ク) 近畿地区PCB廃棄物処理事業の調査業務
近畿地区のPCB廃棄物処理施設に関する必要な用地及び処理能力等の基本的な調査検討を行った。

イ 廃棄物処理施設整備関係調査（(ア)(ウ)環境省、(イ)山梨県）

(ア) 廃棄物処理センター整備基本計画調査
山梨県における廃棄物処理センター整備計画の策定に当たり必要なバックグラウンドに係る実態把握、課題抽出、将来推計と対応方向等の調査を行った。
また、公共関与等による産業廃棄物処理施設整備に対し、民間事業者がどう係わっていくべきかについて民間事業者と共同研究を行った。

(イ) 山梨県資源循環型社会実現方策の調査研究
山梨県における一般及び産業廃棄物について広域処理による効率的な資源化、減量化等を図るため、そのシステムのあり方について調査研究を行った。

(ウ) 産業廃棄物処理業者関係調査
産業廃棄物の委託処理において排出事業者が被る法的リスクを評価するための調査を行った。

廃棄物処理法関連業務（産業廃棄物適正処理推進センター業務）

産業廃棄物適正処理推進事業

(1) 事業者に対する助言、指導等

事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動の推進に資するため、事業者に対する助言、指導、情報の提供等を行った。

(2) 法改正以後の不法投棄等産業廃棄物除去事業等に対する協力

改正廃棄物処理法の施行日（平成10年6月17日）以後に不法投棄された産業廃棄物について、その撤去等原状回復措置を講じた大阪府等1府3県からの支援要請に対し、適正処理推進基金（国の補助金及び産業界からの拠出金で造成）より3億5百万円余の出捐を行った。

(3) 法改正前の不法投棄等産業廃棄物除去事業等に対する協力

改正廃棄物処理法の施行日（平成10年6月17日）前に不法投棄された産業廃棄物について、その撤去等原状回復を講じた三重県等2県1市からの支援要請に対し、上記1の適正処理推進基金に繰り入れられた国の補助金により1億74百万円余の出捐を行った。

(4) 不法投棄未然防止対策

産業廃棄物の不法投棄行為を最小限にとどめるため、「不法投棄未然防止検討委員会」を設置し、全国の不法投棄停止事例等情報の収集を行い、これを解析、評価し、より効果的な不法投棄防止策を作成し、都道府県等に提案した。

(5) 環境省からの受託調査

ア 不法投棄防止対策・原状回復促進方策の調査検討

全国の産業廃棄物不法投棄実態調査に加え、都道府県等における産業廃棄物の不法投棄監視体制、廃棄物埋立跡地等の関する調査を行った。

イ 環境破壊行為早期対応システムの整備

産業廃棄物の不法投棄等の環境破壊行為に対応するため、携帯情報端末等のIT機器を活用した広域的な情報の収集・活用ネットワークシステムの構築を行った。

産廃情報提供事業

1 産廃情報ネット

産業廃棄物処理業者に対し、ID取得を促進しデータ保守を行うため、インターネットに接続できない者に対し、データの保守及び情報の検索をファックスで行えるようにし、平成13年9月に供用を開始した。

平成13年度中のシステムの利用状況は、排出事業者による1日の平均利用件数が1,000件前後と堅調に推移している。

2 リサイクルネット（仮称）

インターネット上で廃棄物・副産物の再利用需給情報を交換するシステム「リサイクルネット」（仮称）を環境事業団から移管を受け、平成14年からの運用のための準備を進めた。